

調理師法施行令

第十二条 名簿の登録の消除を申請するには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

2 調理師が死亡し、又は失踪^{そう}の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪^{そう}の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。